

くらしの法律救急箱



第26回 財産分与に関するギモン

Q1 離婚協議の時によく言われる財産分与とは何ですか。

A1 民法には「協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。」と定められています。夫婦が婚姻期間中に協力して築いた財産があれば、離婚時に清算するのが一般的です。

夫婦が協力して築いた財産であれば、たとえ夫婦の一方のみの名義とされていても、財産分与の対象となります。例えば、夫婦それぞれが預貯金を有していた場合、特別な事情がない限り、固有の財産とはならず、清算が必要となります。他方、夫婦の一方が相手方の協力によることなく得た財産、例えば相続したり、贈与を受けた財産などは、その人の「固有財産」となり、清算の対象とはなりません。

Q2 当事者同士では協議がととのわないときはどうすればよいのですか。

A2 この場合、家庭裁判所に決定してもらおうこととなり

ます。家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか、また、分与の額及び方法を定めるものとされています。財産分与の請求は離婚後でも可能ですが、離婚の時から2年以内という制限があります。

Q3 財産分与の割合は2分の1と決まっていますのですか。

A3 夫婦で財産を分けるときの割合は、かつては、妻が専業主婦の場合、財産の形成に対する貢献が夫よりも低く捉えられ、3割〜4割ということもありましたが、現在、裁判や調停の場面では原則2分の1とされています。もともと、一方の配偶者の特殊な才能によって高額の収入が得られた場合には、割合が修正されることもあります。

Q4 夫の単独名義の自宅不動産がありますが、財産分与してもらえますか。

A4 財産が夫の単独名義であっても、それが夫婦の協力



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

によって築かれた財産であれば、財産分与の対象となり、妻は、財産分与を求めることができます。

しかし、婚姻期間が短い夫婦の場合など、自宅不動産がオーバーローンの状態となり、全体としてみるとマイナスの財産となってしまうことから、しばしばトランプルの種になります。

このときの解決方法に決まりがあるわけではありませんが、①不動産を売却してしまい、残った負債をどのように負担するかを夫婦で協議する、②夫の財産と認め、夫が住宅ローンを払い続ける（妻は自宅に関する権利を持たない代わりに、ローンも負担しない）、③妻子が一定期間無料で住み続ける権利（使用貸借）をもらい、夫が財産分与がわりに住宅ローンの支払いを続ける、といったさまざまな選択肢が考えられます。

Q5

自宅を購入する際に、夫が主たる債務者として住宅ローンを借り、妻が連帯保証人となっていました。離婚によって妻は連帯保証人の立場を外れることはできるのでしょうか。

A5

連帯保証契約は、債権者（金融機関など）と連帯保証人との間の契約であり、離婚したからといって責任

を免れるわけではありません。もともと、「夫婦」という特別な関係があるからこそ、連帯保証人になっているのですが、残債務が大きいときなどは、離婚によっても連帯保証人の責任から解放してもらうことは容易ではありません。そのため、妻に代わって主たる債務者の兄弟姉妹や親などを新たな連帯保証人とするなどで、妻を連帯保証人の立場から外してもらうということもよく行われています。

いずれにしても、債権者（金融機関など）との協議や、主たる債務者の協力が必要となるでしょう。

Q6

夫が将来もらう退職金は、財産分与の対象になるのでしょうか。

A6

将来の退職金が受領できる確実性が高い場合には、夫婦の婚姻期間（同居期間）に対応する部分が財産分与の対象になると捉えられています。

ただ、現実はまだ受給しないものであるため、具体的な計算方法や支払方法については判例の考え方も統一されていません。